



中国自貨第 229 号

許 可 書

共同技研株式会社

代表取締役 三 條 由 博 殿

令和元年12月25日 付けで申請のあった一般貨物自動車運送事業の経営については、次の条件を付し許可する。

条 件

- (1) 許可を受けた日から1年以内に運輸を開始しなければならない。
- (2) 運輸開始前に社会保険等加入義務者が、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に加入しなければならない。
- (3) 運行管理者及び整備管理者の選任届を運輸開始前（整備管理者の選任届については、選任後15日以内に運輸を開始する場合にあっては、選任後15日以内）に行わなければならない。

令和 2 年 2 月 14 日

中国運輸局長 土 肥

